

平成27年 6 月 定例会 厚生常任委員会記録

平成27年 6 月 24日 (水)

平成27年 6 月 26日 (金)

場所：鳥栖市議会 第2委員会室

目 次

平成27年 6 月24日 (水)	5 頁
平成27年 6 月26日 (金)	37頁

平成27年6月定例会審査日程

日 次	月 日	摘 要
第1日	6月24日（水）	<p>開会 審査日程の決定、その他 市民福祉部関係議案審査 議案乙第17号 議案甲第14号、議案甲第17号、議案甲第18号 議案乙第19号</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p>
第2日	6月26日（金）	<p>議案審査 議案乙第17号、議案乙第19号 議案甲第14号、議案甲第17号、議案甲第18号</p> <p style="text-align: right;">〔総括、採決〕</p> <p>厚生常任委員会の閉会中の継続審査の件</p> <p style="text-align: right;">〔採決〕</p> <p>閉会</p>

6 月定例会付議事件

1 市長提出議案

[平成27年 6 月23日付託]

議案乙第17号	平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）	[可決]
議案乙第19号	専決処分事項の承認について	[承認]
議案甲第14号	鳥栖市行政区域審議委員会設置条例の一部を改正する条例	[可決]
議案甲第17号	専決処分事項の承認について	[承認]
議案甲第18号	専決処分事項の承認について	[承認]

[平成27年 6 月26日 委員会議決]

2 その他

厚生常任委員会の閉会中の継続審査の件 [継続審査]

[平成27年 6 月26日 決定]

平成27年 6 月24日 (水)

1 出席委員氏名

委員長 古賀 和仁

副委員長 松隈 清之

委員 小石 弘和 尼寺 省悟 伊藤 克也

2 欠席委員氏名

委員 飛松 妙子

3 委員会条例第19条による説明員氏名

市民福祉部長 篠原 久子

市民協働推進課長 村山 一成

市民協働推進課地域づくり係長 犬丸 章宏

市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室長兼相談係長 天野 昭子

市民協働推進課男女参画国際交流係長 下川 有美

市民課長 岡本 昭徳

市民課長補佐兼整備係長 徳渕 悦子

市民課市民係長 佐々木利博

国保年金課長 吉田 秀利

国保年金課健康保険係長 古賀 友子

税務課長 平塚 俊範

税務課管理収納係長 有馬 秀雄

税務課市民税係長 槇 浩喜

税務課長補佐兼固定資産税係長 成富 俊夫

市民福祉部次長兼社会福祉課長 岩橋 浩一

社会福祉課参事 松隈 義和

社会福祉課地域福祉係長 八尋 茂子

社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長 吉田 忠典

社会福祉課障害者福祉係長兼障害児通園施設園長 緒方 守

社会福祉課長補佐兼保護係長 久保 雅稔

こども育成課長	江寄 充伸
こども育成課子育て支援係長	田中 大介
健康増進課長兼保健センター所長	坂井 浩子
健康増進課保健予防係長	白山 淳子
健康増進課健康づくり係長	名和 麻美

4 議会事務局職員氏名

議事調査係主任	大塚 隆正
議事調査係主査	武田 隆洋

5 審査日程

審査日程の決定、その他

市民福祉部関係議案審査

議案乙第17号 平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

議案甲第14号 鳥栖市行政区域審議委員会設置条例の一部を改正する条例

議案甲第17号 専決処分事項の承認について

議案甲第18号 専決処分事項の承認について

議案乙第19号 専決処分事項の承認について

[説明、質疑]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

議案甲第14号 鳥栖市行政区域審議委員会設置条例の一部を改正する条例については、弥生が丘地区発足に伴うものでございます。

議案甲第17号及び議案甲第18号 専決処分事項の承認については、3月31日に地方税法等の一部改正が公布されたことに伴い、鳥栖市税条例の一部を改正する条例及び鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例について4月1日から施行する必要があったため、専決処分したものでございます。

以上、議案の概要について御説明いたしました。詳細につきましては、関係課長から説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。挨拶とさせていただきます。

古賀和仁委員長

ありがとうございました。



市民福祉部

議案乙第17号 平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

古賀和仁委員長

これより、市民福祉部関係議案の審査を行います。

市民福祉部関係の議案は、議案乙第17号、議案乙第19号、議案甲第14号、議案甲第17号及び議案甲第18号の5議案であります。

それでは、議案乙第17号 平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。執行部の説明を求めます。

平塚俊範税務課長

平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

お手元にお配りしております厚生常任委員会資料の1ページをお願いします。

歳入、款1. 市税、項2. 固定資産税、目1. 固定資産税、節1. 現年課税分の補正額につきましては、家屋及び償却資産税の増額分を補正したものでございます。

項5. 都市計画税、目1. 都市計画税、節1. 現年課税分の補正額につきましては、見込み額の増額分を補正したものでございます。

以上でございます。

岩橋浩一市民福祉部次長兼社会福祉課長

続きまして、社会福祉課関係分でございます。

款15. 国庫支出金、項2. 国庫補助金、目1. 民生費国庫補助金、節1. 社会福祉費国庫補助金につきましては、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律に基づきまして、介護サービスを提供する施設の整備促進等を図ることを目的とした地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金でございます。今回、平成27年3月20日付けで国から交付金の内示がございましたので、補正するものでございます。

以上でございます。

坂井浩子健康増進課長

健康増進課でございます。

同じく、項3. 委託金、目3. 衛生費委託金、節1. 保健衛生費委託金でございます。

これは、アスベスト健康調査に係る委託金に旅費についての追加交付があるため、60万6,000円を計上しております。10分の10事業でございます。

村山一成市民協働推進課長

その下でございます。

款16. 県支出金、項2. 県補助金、目1. 総務費県補助金、節1. 総務管理費県補助金の身近なユニバーサルデザイン（トイレ洋式化）推進事業補助金につきましては、県が行います公共施設等のトイレ洋式化推進事業の補助金でございます。市内町区の公民館のトイレ洋式化に要する費用に対して、それぞれ助成するものでございます。県の補助率は10分の10となっております。

その下の消費者行政推進事業費補助金につきましては、消費生活相談担当職員の研修費用の助成を受けるものでございます。県の補助率は10分の10となっております。

以上でございます。

岩橋浩一市民福祉部次長兼社会福祉課長

続きまして、2ページ目をお願いいたします。

同じく、項2. 県補助金、目1. 民生費県補助金、節1. 社会福祉費県補助金につきましては、佐賀県身近なユニバーサルデザイン推進事業補助金でございます。市の公共施設10施設15便房分について補助を受け入れるものでございます。歳出につきましてはそれぞれの施設を所管する担当課において計上いたしております。

次の段でございます。

難聴児補聴器購入費助成補助金につきましては、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中度の難聴児に対し、補聴器の購入費の一部を助成するものでございます。

以上でございます。

村山一成市民協働推進課長

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

委員会資料の3ページをお願いいたします。

款2. 総務費、項1. 総務管理費、目10. 市民協働推進費でございます。

このうち、節8. 報償費、節9. 旅費、節11. 需用費、節12. 役務費、節14. 使用料及び賃借料につきましては、ことし7月と10月にドイツからツァイツ市長を初めとする公式訪問団を受け入れるための経費が主なものでございます。この事業につきましては、千葉県佐倉市のほうにございます国立歴史民俗博物館が企画されました日独修好150周年記念企画展示に、ツァイツ市と鳥栖市で共同で参加することになったために受け入れるものでございます。

また、節9. 旅費30万2,000円のうち、10万1,000円につきましては、歳入で御説明いたしましたが、消費生活相談研修を受けるための職員旅費でございます。研修場所といたしましては、神奈川県にございます国民生活センターの研修施設のほうに参るための旅費でございます。

また、節19. 負担金補助金及び交付金につきましては、県補助金の佐賀段階チャレンジ交付金を活用いたしまして、市内の団体やその他の組織等が行う地域集落等の維持及び活性化を図ることを目的といたしました事業に対しまして、補助を行うものでございます。県の負担割合につきましては、補助対象事業費の10分の9となっております。今回、採択を受けました事業につきましては、基里地区まちづくり推進協議会の地域のきずなづくり事業、鳥栖市地区まちづくり推進センターの鳥栖カルタ作成事業、team. 遊悠融の外遊びを通して子供が地域の中で自ら育つ環境づくりの事業、以上3事業でございます。

続きまして、資料の4ページをお願いいたします。

目11. まちづくり推進センター費でございます。

うち、節15の工事請負費につきましては、県の身近なユニバーサルデザイン（トイレ洋式化）推進事業補助金を活用いたしまして、まちづくり推進センターの和式トイレを洋式トイレに変更するための工事費でございます。工事箇所といたしましては、鳥栖地区、田代地区、基里地区、麓地区のまちづくり推進センター5施設、6カ所のトイレを予定しております。

その下でございます。

節19. 負担金補助及び交付金のトイレ洋式化推進事業補助金につきましては、先ほどと同じ、県のトイレ洋式化推進事業補助金を活用いたしまして、公民館類似施設、町区の公民館集会施設等の和式トイレを洋式トイレに変更したり、洋式トイレを増設したりするための経費の一部を町区に対して助成するものでございます。今回補助対象となる施設につきましては

は、永吉町の赤坂、北組、神辺町庚申堂、酒井西町、姫方町、幡崎町、西新町及び幸津町安良の公民館など、8施設10カ所を予定しております。

以上でございます。

平塚俊範税務課長

その下であります。

項2. 徴税費、目2. 賦課徴収費、節13. 委託料につきましては、新規事業として平成27年度より2年間で鳥栖市内に存在する家屋全棟を調査し、現在市に保管しております家屋の課税データと現況家屋の照合を行い、適正な課税を行うためのものであります。平成28年度も継続事業であることから、債務負担行為として所定の額を上げさせていただいております。

以上でございます。

岡本昭徳市民課長

その下でございます。

続きまして、市民課関係でございます。

項3. 戸籍住民基本台帳費、目1. 戸籍住民基本台帳費、節13. 委託料、システム改修委託料として26万円の補正をお願いするものでございます。このシステム改修は、本人通知制度の導入に伴い、住民情報システムを改修するものでございます。

本人通知制度を導入する目的は、住民票の写しや戸籍証明などの不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の抑止及び防止を図るものでございます。事業内容につきましては、住民票の写しや戸籍証明等を第三者に交付した場合に、事前に登録された方に対し、交付の事実を通知し、また、不正な請求により住民票など交付したことが発覚した場合には、全ての方に対し、その事実を通知するものでございます。本年8月1日よりの導入を予定しております。

なお詳細につきましては、主要事項説明書、9ページを参照していただきたいと思います。

以上でございます。

岩橋浩一市民福祉部次長兼社会福祉課長

続きまして、5ページ目お願いいたします。

款3. 民生費、項1. 社会福祉費、目2. 障害者福祉費、節19. 負担金補助及び交付金につきましては、軽度・中度難聴児に対する補聴器購入費補助金でございます。言語の習得教育等における健全な発達を支援するため補聴器の購入費の一部を助成する補助金でございます。対象は高校生までとなっております。県3分の1、市3分の1、合わせて3分2の補助率で4名を想定して計上いたしております。

詳細につきましては、主要事項説明書10ページを御参照ください。

続きまして、同じく、項 1. 社会福祉費、目 3. 老人福祉、節19. 負担金補助及び交付金につきましましては、シルバー人材センター補助金でございます。平成27年度政府予算の成立に伴い、シルバー人材センターへの国の補助金の内示がございましたので、これにあわせてまして市の補助金の減額補正するものでございます。

次に、地域介護・福祉空間整備補助金につきましては、平成25年12月に消防法施行令の一部改正に伴い、平成27年4月からスプリンクラー設備の設置基準が強化されておまして、避難が困難な高齢者が入所する施設にあっては、床面積にかかわらず、スプリンクラーの設置が義務づけられたものでございます。

なお、既存の施設につきましては、平成30年3月末まで猶予される経過措置がございますので、今回、弥生が丘のグループホーム桜の樹からスプリンクラー設備を整備する旨の報告がございましたので、465万3,000円を補正するものでございます。

続きまして、款 3. 民生費、項 1. 社会福祉費、目 7. 臨時福祉給付金給付費、節23. 償還金利子及び割引料につきましましては、平成26年度国庫補助金返還金となっております。平成26年度の臨時福祉給付金給付事業につきまして事務費及び給付額のそれぞれの執行額が確定いたしましたので、返還額を計上いたしております。

以上でございます。

江寄充伸 こども育成課長

続きまして、その下でございます。

項 2. 児童福祉費、目 5. 子育て世帯臨時特例給付金給付費でございます。

節23. 償還金利子及び割引料につきましては、平成26年度分の子育て世帯臨時特例給付金の事業費の確定による国庫補助金の清算に伴う返還金でございます。

以上でございます。

坂井浩子 健康増進課長

6 ページをお願いいたします。

款 4. 衛生費、項 1. 保健衛生費、目 2. 予防費でございます。

このうち、節 7. 賃金と、節13. 委託料のうち、健康診査委託料、がん検診委託料は、20歳代、30歳代の健康診査事業に係る経費を計上いたしております。これはヤングデイと称しまして、20歳代、30歳代の方のみを対象とした健康診査と子宮頸がん検診、肝炎ウイルス検診の経費でございます。20歳代、30歳代の方は、40歳以上の方の特定健診の日の実施日にも受診できますけれども、若い方の受診が少ないことから、平成26年度から若い方のみの検診の日、ヤングデイを開始いたしましたところでございます。今年度の当初予算で3日分の経費を計上しておりますが、平成26年度好評だったことから、今回の肉づけ予算に追加の日数の経

費を計上いたしました。

節9. 旅費につきましては、歳入で上げておりましたが、アスベスト健診に係る医師及び保健指導実施者に今年度初めて環境省主催の講習会が開催されることになりましたので、その旅費を計上したものでございます。

次に、節13. 委託料のうち、システム改修委託料につきましては、マイナンバー制度に伴う平成27年度における健康管理システム改修委託料でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書でございます。

款4. 衛生費、項1. 保健衛生費、健康管理システム改修事業における委託料140万4,000円につきまして、これはマイナンバー制度に伴う平成26年度におけるシステム改修委託料でございます。これは、厚生労働省においてマイナンバー制度に係る事務の整理や情報提供に係るデータのレイアウトなどのシステム様式が厚生労働省の管轄の省令等で確定されていないために、改修業者が作業に着手できないことにより、当該委託料を繰り越しましたので御報告をいたします。

以上で、議案乙第17号 平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）、市民福祉部関係の説明を終わります。

古賀和仁委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

小石弘和委員

4ページのトイレ洋式化推進事業補助金、これ、各町区ごとに金額を明示していただきたいと思います。

そして、県の補助金はいつごろ入金になるものか。

そして、6月30日閉会后、工事を着工してもいいものかということをお聞きしたいと思います。

以上です。

村山一成市民協働推進課長

各町区の補助予定額について申し上げます。

まず、永吉町赤坂公民館でございますが、60万円でございます。永吉町北組集落センター20万円、神辺町庚申堂公民館20万円、酒井西町公民館40万円、姫方町公民館20万円、幡崎町公民館100万円、西新町公民館60万円、幸津町安良公民館20万円でございます。

入金の時期については係長からお答え申し上げます。

犬丸章宏市民協働推進課地域づくり係長

トイレ水洗化に伴います県からの補助金の入金ですけれども、入金自体は工事が完了してからということになりますので先になります。各町区のほうの工事の着手時期につきましては、今議会で予算を議決いただきましたならば、市から佐賀県に交付申請をいたしまして、県のほうから交付決定があり次第、各町区のほうにお知らせをして、それぞれ工事に着手をしていただくという流れになります。

今までの例でいきますと、おおむね10日から2週間くらいで県のほうからの交付決定がございますので、速やかにいけば7月中には着手できるというふうな見込みを持っております。

以上です。

古賀和仁委員長

ほかにありませんか。

尼寺省悟委員

マイナンバー制度にかかわることで、8ページの繰越額と、要するに厚労省がまだ確定されてないから委託料を繰り越すということが一方であって、6ページには70万8,000円委託料が出ている。

この辺がちよっとよくわからないのですよね。

坂井浩子健康増進課長

平成26年度のマイナンバーに係る健康管理システムの改修内容と平成27年度に係る健康管理システムの改修内容が違っておまして、平成26年度分がずれ込んで平成27年度分になる予算がプラスというわけではなくて、平成26年度の繰越分と平成27年度に予算については全く異なる改修をするものでございます。

以上でございます。

尼寺省悟委員

はい、わかりました。

健康管理のほうで、マイナンバー制度にかかわる改修委託料が出てるんですが、ほかの部署についてはまだ出てないんで、これから出るんですかね。

ほかの社会福祉関係等については、マイナンバー制度にかかわるこういったシステムの改修とか、そういったものはどういうふうになっているわけ。

岩橋浩一市民福祉部次長兼社会福祉課長

今のところ具体的にいつごろというのは参っておりません。

尼寺省悟委員

それは、来年の1月から始まるわけですけれども、その必要はほかのところはないと、そういう意味ですかね。

それとも、おくれてると、どっちの意味ですか。

岡本昭徳市民課長

市民課関係でございますけども、マイナンバー制度に係りまして10月にはナンバーの通知が各世帯のほうに国から配られると思います。通知が行くと思いますが、1月からカードの発行が始まります。それに係る予算につきましては、情報管理課のほうで予算措置をされますので、市民課関係につきましては予算措置をすることはございません。

以上です。

坂井浩子健康増進課長

補足になりますけれども、本庁内のいろんなシステムのマイナンバーに伴う改修につきましては、情報管理課で一括してやっております、うちのほうは本庁と業者が違うものから、BCCという会社がやっております、うちだけ業者が違うので、うちの分はうちで予算を組むようになっております。

あとの分、福祉関係とか市民課分は全部情報管理課で上げております。

古賀和仁委員長

ほかにありませんか。

松隈清之委員

まず、誰も聞かないので家屋全棟調査についてもうちょっと具体的に。これをするこの効果について、どうなるよ、ということをもう少し教えてください。

平塚俊範税務課長

家屋全棟調査につきましては、全国的な流れで、佐賀県内におきましても今回承認をいただければ4市目ということになります。近隣につきましては、大川市、柳川市、それから筑紫野市、春日市といったところがもう実際、施工が完了しております。実際、やられた後に新たに課税が発生した部分がおのおのございます。

今回の目的につきましては、あくまでも適正な課税を目指すという意味合いでさせていただいております。

今回、この全棟調査することによって新たなシステムづくりを行い、その後3年に一度航空写真を撮るんですけども、その航空写真でマッピングシステムを使いながら増築等があった場合については、それがピンポイントでわかるようになります。

そういった意味合いで、今回は税の公平性という意味合いでお願いをいたしております。

以上でございます。

松隈清之委員

今の件は了解いたしました。

あと、戸籍住民基本台帳費のシステム改修委託料、これね、4ページ。「本人通知制度を導入し、住民票の写しや戸籍証明などの不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の抑止及び防止を図るもの」ということでありますが、主要事項説明書の9ページですよ。

事業内容のところ、「不正な請求により住民票や戸籍証明等を交付したことが発覚した場合には、すべての者に交付した事実を通知する」と。

この「すべての者」っていうのは誰なんですかね。

岡本昭徳市民課長

全ての方ですので、住民の方全ての方が対象となります。不正に住民票や戸籍証明等を、市が交付したということがわかったとか、それから国や県から、例えば業者の方——弁護士とか司法書士等の方、8業種の方なんですけども——そういった方が請求用紙を持ってらっしゃいまして、そういった用紙を不正に使って住民票や戸籍証明等を取られた場合に、そういった事実が発覚した場合に、取られた方に対して、通知するというところでございます。

以上です。

松隈清之委員

取られた方に通知するのか、「すべての者に交付した事実を通知する」、その「すべての者」っていうのは誰が「すべての者」なんですかね。今、説明書見ながら俺、言ってるんだけど。「すべての者」っていうのはどういう意味やろうか。

岡本昭徳市民課長

この本人通知制度は、基本的には登録された方に対して交付した事実を通知するものでございますが、そのほかに不正な請求によって、発覚した場合に、住民票等を取られた方に対して、住民票をです、取られた方に対して通知をするということで。取ったというのは、その取られた住民の方……。

篠原久子市民福祉部長

この「すべての人」というのは、まず最初に、事前登録した方に対し交付の事実を通知というのは、第三者から取られたら私にお知らせください、というふうに、事前登録をした人には通知しますという分です、そのあとの後半の部分は、例えば前にもニュース等で不正請求をやったというニュースがあったと思うんです。この弁護士であったり、行政書士、司法書士であったりというような方が。こういう会社とかこういう方が、不正請求をしましたというのがわかった場合、その場合は、国なり検察なりから、こういう人が不正請求しました、ということで鳥栖市に通知があるわけですね。そういう不正請求をした人の通知があった場合は、その方たちがいろんな人の住民票等を取っておりますけれども、住民票を取られた方の方々全員に、鳥栖市のほうもそういう人が不正請求をしたっていうのがわかった場合、

1枚1枚めくって、取られた方全員に、あなたの住民票戸籍についてはこういう方から取られました、というふうなことで通知をするということで、あとのほうは不正請求があったという事実を鳥栖市がほかのいろんな機関から連絡を受けた場合のことです。

松隈清之委員

だから、その前にかかっているその不正請求、発覚した場合にはなっている、「すべての者」というのは、例えばその鳥栖市民全部にこういう人がとかね、さっき言った通知が来るわけやないですか、こういう人が不正請求しましたっていうのを市民に知らせるのか。取られた人が、例えば不正請求によって100人取られたと。不正に住民票とか戸籍証明とかね、その100人の人に、取られた人に、あんた不正……。登録した人は——登録しとる人しか逆に通知行かんけど——、不正に取られた場合は、登録してなかったらわからんわけですよ。

だから、取られた人全てに事実を通知するってこと。

篠原久子市民福祉部長

そうです。

古賀和仁委員長

ほかにありませんか。

伊藤克也委員

関連ですが、ここ数年、本市にそういう不正請求とか不正取得とか、そういった事実があったのか。

また、あった場合に具体的に被害とか、そういったことがあったのか。

その辺、教えていただければと思います。

岡本昭徳市民課長

平成23年11月でございますけども、プライム総合法務事務所——これは司法書士事務所でございますけども——これは、全国的に不正に職務上請求書を2万枚偽造されまして、また、関係者に名義貸しを行いまして、全国で1万件に及ぶ不正取得が行われております。

本市におきましてもこの事件に関連いたしまして、3件ほど、その請求書が不正に取得をするための請求だったかどうかという事実はわかりませんが、このプライム総合法務事務所に関連した事案が本市でも3件ほどあっております。

以上です。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

3件ほどあったけれども、具体的に被害とかそういった状況ではなかったという認識でよ

ろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。ありがとうございます。

続いて、よろしいですか。

先ほどヤングデイの件についてお話があったと思いますが、たしか昨年度より行って物すごく好評だったので日数等をふやしていきたい旨の御説明あったかと思いますが、実際、どれくらいその伸びたのか、ヤングデイというものを設けることによって、実際、受診というか検診される方がふえたのか。できれば男女比とかその辺まで、もしわかれば教えていただければと思います。

坂井浩子健康増進課長

平成25年度におきましては、若い方の受診は、20歳、30歳代の受診は329人でしたがけれども、平成26年度ヤングデイを設けて、それが538名にふえております。

特定健診と同時実施した場合——特定健診、16日間行ってるんですけど——そのときの若い方の受診者数は平均17.3人、このヤングデイの3日間の平均が87名、平成26年度にお受けいただいた538名の約半数の方がこの3日間に受診をされております。

それから、男女比についてでございますが、ヤングデイの3日間についてでございますけれども、男性の方は16.1%、女性の方が83.9%。男性の方は働いてらっしゃる方が多いと思うので、やっぱり職場で受けられてる方がほとんどじゃないんだろうかと思っております。

以上です。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

そうしましたら、ヤングデイを設けた3日間がものすごく、御説明あったとおり受診の若い方たちが増加したということで、その日数を今後、3日間を倍にするとかっていうふうなことでよろしいわけですね。

坂井浩子健康増進課長

おっしゃるとおりでございます。

伊藤克也委員

ふやした際に、目標とかそういったものがございましたら、教えていただければと思います。

坂井浩子健康増進課長

一応、3日間ふやす予定にしております、多分最初の3日間が受診者が多いだろうということで、今回、追加分で150名の受診者を見込んでおります。

以上です。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

続きまして、スプリンクラーの設置についてなんですが、先ほど平成30年までに……、暫定期間を設けられるという御説明だったかと思いますが、それを過ぎた場合、例えばスプリンクラーを設置しない小規模施設等が存在した場合、罰則とかそういったもの等はあるんでしょうか。

岩橋浩一市民福祉部次長兼社会福祉課長

基本的には平成30年まではあくまでも既存の施設に対する猶予措置ということになっております。

もちろん、新設の場合は、必ずスプリンクラー設置が施設開設に当たっては必要となってきますので、スプリンクラーがなければ、逆に言えば開設できないようになってくると思います。

伊藤克也委員

既存の施設が今後、平成30年以降つけていないといった場合はどのような措置になるんでしょうか。

吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長

既存の施設が経過期間まで、猶予期間まで未設置となった場合でございますけれども、その後未設置となった場合には、消防署等から設置の命令が下るという形になります。この命令を受けたにもかかわらず従わなかった場合となりますと、30万円以下の罰金または拘留というような罰則がございます。

以上でございます。

伊藤克也委員

ということは、今後、運営が難しくなるという認識の仕方よろしいわけですか。

吉田忠典社会福祉課長補佐兼高齢者福祉係長

基本的には設置が義務になりますので、それが無い場合には淘汰されていくという形になるかと思えます。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

続きまして、先ほど軽度・中度の難聴者の方に対して補助の御説明があったかと思いますが、資料を見させていただくと4名で想定をされておりますが、何か根拠等があつて4名ということよろしいんでしょうか。

岩橋浩一市民福祉部次長兼社会福祉課長

大体、軽度・中度難聴児の発症率的なものが県内の平均で出ておりまして、それによると

鳥栖市の場合であれば8名程度、8名から10名ということになっておりますけれども、あくまでも平均でございますので、その8名程度を見込んだところでお願いしているところでございます。

伊藤克也委員

はい、わかりました。

それで、例えば途中で故障とか不具合等が生じた場合に関しては、当然、自己負担っていう考え方になるわけですかね。それともその都度、修理等に関しては対応していただけるっていうことでよろしいんですか。どちらでしょう。

岩橋浩一市民福祉部次長兼社会福祉課長

基本的に、購入の場合というふうになっております。お子さんですので、成長も大きい。大きくなる程度がお子さんの場合特に大きいですので、今度故障した場合は新たにつくられる、そういう方のほうが多いかと思っておりますので、あくまでも購入を原則としております。

伊藤克也委員

はい、ありがとうございます。

松隈清之委員

今の、ちょっと確認なんですけど、補聴器の修理をするのが、結構高いと。

でも、修理するよりも、もうじゃあ、補助があるんやったら購入しようかと。これ、何回もって言ったらいかんけど、例えば、いわゆる保険、国保だったり社会保険だったりの、いわゆるその障害とかの装具とかね、眼鏡とかっていうのは結構、間をあけないとだめとかっていうのがあったりするんですよ。これは、別に間があいてなくても、もう故障したと、もう買いなおすって言ったら、何回でも受けられるような形になっているんですかね。

ひとつ、多分これは補助金つくるんで、補助金の要綱とか、基準ってつくるじゃないですか。さっき4名とかって言うてるけど、基準つくってしまい、要綱つくれば、それを満たせば、補正でもして出していかないかんようになるでしょうけども、その中で何回でも、いいよと。特に子供やから。耳にかける余り落ちにくいタイプではあるというふうに聞いているけども、そういう故障とかに関して何回でも大丈夫っていうふうに理解していいのかな。再購入、もちろん金にかかるんだけど。補助だけじゃ、本人負担ももちろんあるんだけど、何回でもいいのかどうか。

岩橋浩一市民福祉部次長兼社会福祉課長

基本的に障害者に対する補装具と同じ取り扱いで運用される予定になっております。

だから、何回でもというわけではなくて、あくまでも障害者手帳を持たれている方に対する補聴器の補助と。それと同じ取り扱いになる予定となっております。

松隈清之委員

そこが例えば、1回購入するじゃないですか。何年までは再購入に対する補助がつかないとかってというのが決まって……、いわゆる障害者に対する補助というのがあって、例えば、2年間はだめですよとか、再購入に対する補助2年間は出ませんとかってというのは決まっているんですか。

緒方 守社会福祉課障害者福祉係長

基本的には補装具と同じような耐用年数なんですけれども。

ただし、修理できる状態であれば自費で負担という形になってくるかと思います。

松隈清之委員

だけん、例えばほら、考えるじゃないですか。例えば、修理するのに幾らと。でも、再購入やったら補助が出るけん、要は3分の1でいいわけですよ。だからもう修理費よりも3分の1で再購入したほうが安いと思ったら、再購入するじゃないですか。心情的に考えても。

ただ、そのときに、購入して、例えば2年とかの事故はもうちょっと自分で負担してくれと。際限なくはできんよ、というその基準とかね、というのがあるのかないのかって話ですたい。

古賀和仁委員長

答弁できますか。

緒方 守社会福祉課障害者福祉係長

この分の基準につきましては、今現在、県と協議をしている最中でして、基本的に補装具に準ずる形になると思うんですけれども、そこら辺については、今後、問題がないような形で対応できるようにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

松隈清之委員

補装具なんかってというのは、例えば、もちろん聴力のだってね、かわったりすれば、もちろんそのとき医師の診断をつけて、できるはずなんですよね。

ただ、やっぱり故障とかってというのはあり得る話なので、そこがもちろん、修理したほうが3分の1よりも安ければ修理をすると思うんですけども、高いとなったら購入、特に補聴器なんで、修理でできるかどうかもわからないじゃないですか、細かい精密機械として。

だから特に、子供が想定されているので、そこがどうなるかっていうのは……購入のときとかね。補助を受けるときには結構大きな問題かなと思うんで。予算が通っていつからこうやられるのかわからんですけど、そこら辺はきちっと整理をしていただきたいと思います。

古賀和仁委員長

ほかにありませんか。

伊藤克也委員

県の補正予算なので、御答弁に関してはどうかなど。

参考までにお聞きしたいなというふうに思うんですが、佐賀段階チャレンジ事業の中で、1につきましては、昨年視察にお邪魔したときに、かるたについてはお話を聞かせていただいて、ああ、素晴らしいことされているんだなというふうな思いで視察行かせていただいた記憶があるんですけども、2と3につきましては、例えば、事業内容については若干説明をなされているんですが、具体的にどういったことをされるのかなというの、ちょっとこの文章だけでは見えにくいので、もしわかれば教えていただきたいのと、あとteam.遊悠融につきましても、例えばこの文書によると、研修会の開催と講演会の開催で130万円程度の予算がついているんですが、どういったことをされるということがわかれば教えていただきたいなというふうに思います。

村山一成市民協働推進課長

お答え申し上げます。

まず基里地区のまちづくり推進協議会にございました地域のきずなづくり事業についてでございます。これにつきましては、従来から基里地区まちづくり推進協議会の中でなされてありました餅つき、ニュースポーツ体験、しめ縄づくり、ウォークラリーなどなどございませけれども、そういった事業を充実させていこうということで、今回申請を上げられております。

ただし、もう一つの狙いといたしましては、そういった事業にこれまで参加がなかった団体の方であったり、個人の方を巻き込んで人材発掘もしていこうというような意図で今回申請を上げられて、採択を受けられたところでございます。

二つ目の事業でございますが、team.遊悠融につきましては市民活動団体として活動されてはいますけれども、地域で子育てをしていこうというグループでございまして、現在直近では、県との共催事業でございますけれども、平成25年度に赤ちゃんとの触れ合い事業とかそういったことを企画されて、実施をされてきたグループでございます。

今回の申請内容につきましては、冒険遊び場の活動については、ネットワークを使って実施できないかということでございます。冒険遊び場というのが非常にわかりにくいんですが、昔であれば普通にやっておりました地面に穴を掘ったり、あるいは秘密基地をつくったり、木に登ったりっていう事業がなかなか最近ではできにくくなっているのではないかとということで、そういった専門家を招いての講演会であったり研修会を行って、それを実施できる人材をつくっていこうというのがまず一つです。

議案書の15、16ページになります。

本案につきましては、地方税法施行令の一部改正が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日に施行分につきまして鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する必要がありましたので、地方自治法第179条第1項の規定により平成27年3月31日に専決処分を行いましたことに伴い、地方税法第179条第3項の規定により議会の承認をお願いするものでございます。

専決処分の内容につきましては、委員会参考資料によりまして御説明をさせていただきます。

厚生常任委員会参考資料の4ページをお願いいたします。一番最後のページになります。

(1)改正の理由といたしましては、地方税法施行令の一部改正によるものでございます。

(2)改正の概要でございますが、改正の内容につきましては2点ございます。

1点目につきましては国民健康保険税の賦課限度額の改正でございます。医療給付費分51万円を52万円に、後期高齢者支援金分16万円を17万円に、また、介護納付金分14万円を16万円にそれぞれ引き上げるものでございます。影響につきましては、現時点での見込みを記載させていただいております。

改正の2点目としましては、低所得者の被保険者に対し保険税軽減措置の拡充を図るため、5割軽減の算定で国保加入者数に乘じる額が24万5,000円から26万円に、それから、2割軽減につきましては、45万円を47万円にそれぞれ引き上げるものでございます。なお、改正による影響につきましては、これも現時点での見込みで記載させていただいているところでございます。

また、条例改正の施行日につきましては、平成27年4月1日でございます。

以上、御説明とさせていただきます。

古賀和仁委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

尼寺省悟委員

今回、専決処分の承認ということで、改めて聞くんやけれども、これ、何で専決処分……、こんな大事なことをですな。

吉田秀利国保年金課長

改正につきましては、地方税法施行令の改正に伴うものでございまして、地方税法施行令の改正が3月末日であったということで、それを受けてするものでございますので、議会を開くいとまがないということで専決処分させていただいたところでございます。

尼寺省悟委員

ただ、そうだとしたとしても、前も聞いたけれども、全国的には1割から2割ぐらい、

そうやってないというところもあるというふうに聞いているけども、一番新しい例ではどれぐらいの自治体が専決処分をしてないと、要するに翌年に回してると、ちゃんと議会で審議をして、例えば翌年とかにしているというふうに聞いているんやけども。

どれぐらいの自治体がやってないか知ってますか。

吉田秀利国保年金課長

他の自治体のことについてはちょっと詳しくありませんので、大体新聞報道等、マスコミ等で言われる分については、1割ぐらいのところはすぐやってないというようなことは聞いておるところでございます。

尼寺省悟委員

それで、これ、平成19年に65万円で、平成20年で68万円、平成21年69万円、平成22年73万円、平成23年が77万円、平成26年で81万円、今回で85万円、なったわけなんです。

大体毎年こういった形で限度額は上がっているんですけども、ずっとこの調子でいくと、来年、再来年もこういった状況が続くというふうに考えていいんですか。

吉田秀利国保年金課長

国の方針としましては、社会保険の限度額と同等になるところまで上げていくようなことを聞いているところでございます。

以上です。

尼寺省悟委員

ということは、来年もやっぱり4万円か5万円ぐらいの引き上げが考えられると見ていいんですか。

吉田秀利国保年金課長

実際の引き上げにつきましては、国が行うことでございますので、何とも言えないんですけども、国の方向性としては今後も限度額を引き上げていく方向だというふうに聞いておるところでございます。

尼寺省悟委員

今回、51万円から52万円と上がっているのですが、ちゃんと計算して55万円だった人が今まで51万円でもよかったと、今度から52万円と、1万円上がるんやけれども。それぞれで、医療給付費分、後期高齢者、介護納付金分で、例えば40歳以上の夫婦で子供1人の場合の影響を受ける所得、どれぐらいなんですかね。前はたしか402万円ぐらいとか、こういう答えをもらっているんやけど。

要するに、たかだか400万円ぐらいのあれで、毎年こんなふうに1万円、2万円上がっているのは納得できんと。そういった意味で聞くんですけども。

吉田秀利国保年金課長

限度額世帯の課税標準の所得についてでございますけれども、その世帯構成によっても変わりますので何とも言えないんですけども、前は400万円ほどと言われたんですけども、大体450万円から500万円ぐらいというふうに私は思っておりますけれども、その辺の世帯が一応、限度額の世帯ということでございます。

だから、国としてはこの限度額を引き上げることによって、その400万円から500万円の世帯が中間層にいくような形にもっていくってというような狙いがあるんじゃないかというふうに私は思っております。

尼寺省悟委員

すぐ計算できるでしょうけんね。

だから、40歳以上、夫婦で子供が1人、2人の場合で、影響を受ける世帯について、あとでいいですので計算して出してください。

それから、もう1点ですが、賦課限度額を上げることによって、合わせると見込み額として880万円収入がふえるわけよね。

逆に言ったら、こういった形で軽減措置をふやすことによって、減収分は幾らになるのですかね。合わせた5割軽減で約490万円の増とかいうふうに書いているんですけども。合わせてみて、その減収分というのはトータルで幾らになるのですかね。軽減措置を拡大することによる市の減収分です。

吉田秀利国保年金課長

軽減額の見込み額として、ここで約490万円の増ということになっておりますので、この分が減額になる、歳入額としても減額になる分でございます。余計に減額するということですので。

尼寺省悟委員

5割軽減が490万円って、2割軽減のほうのあれはないんですか。5割軽減で490万円やけれども、2割軽減もあるんだから。たかだか7世帯なんですけれども。これはあんまり少ないから大したことないと、そういう意味で書いておるんですか。

吉田秀利国保年金課長

見込みの額で申し上げますと、5割軽減は490万円、2割軽減で15万円ほどの減額というか、少なくなるということです。

尼寺省悟委員

いいです。

終わります。

5 ページの歳出のほうに、款12. 前年度繰上充用金を新たに設けまして、項1. 前年度繰上充用金、目1. 前年度繰上充用金、節22. 補償補填及び賠償金に、平成25年度の歳入不足見込み分11億5,000万円を前年度繰上充用金として計上いたしまして、その財源として歳入の、4 ページでございますけれども、款1. 国民健康保険税、項1. 国民健康保険税、目1. 一般被保険者国民健康保険税、節1. 医療給付費分現年課税分に同額を計上しております。

詳細につきましては、厚生常任委員会参考資料で説明をさせていただきます。

厚生常任委員会参考資料の1 ページをお願いいたします。

(1)平成27年度前年度繰上充用は、先ほど申し上げました今回繰上充用の事由でございます。

(2)前年度繰上充用額は、今回の前年度繰上充用の補正額でございます。11億5,000万円となっております。

(3)平成26年度鳥栖市国民健康保険特別会計歳入歳出決算状況（見込）では、今回の前年度繰上充用額の算出根拠や国保財政の状況を記述しているところでございます。

平成26年度の歳入歳出の決算見込みにつきましては、現時点での見込みでございますけれども、歳入合計が74億297万4,000円、歳出合計が85億5,297万4,000円、差し引きで11億5,000万円の歳入不足を見込んでおりまして、この額を前年度繰上充用金として計上したところでございます。

なお、平成26年度の収支状況でございますけれども、実質単年度収支といたしましては、平成26年度歳出の款12の前年度繰り上げ充用金9億1,365万8,000円、これは、平成25年度決算の赤字分の補填額でございます。これを平成26年度の歳出から除外いたしますと、平成26年度の実質単年度収支は、マイナスの2億3,634万2,000円と見込んでおります。

また、専決処分日は平成27年5月25日になっております。

次に、累積赤字の状況でございますけれども、後期高齢者医療制度が始まる前の平成19年度以前の累積赤字と、後期高齢者医療制度が始まった平成20年度以降の累積赤字に振り分けております。

平成19年度以前の累積赤字につきましては、平成21年度から一般会計からの法定外繰り入れを始めまして、平成26年度も一般会計から4,000万円を繰り入れ、赤字が縮小しております。

したがって、平成26年度末では7億8,997万6,000円となり、平成20年度以降の累積赤字につきましては、平成26年度単年度収支で2億7,634万2,000円の赤字が見込まれますことから、3億6,002万4,000円となる見込みでございます。

この要因につきましては、次のページ、2 ページをお願いいたします。

平成26年度の歳入歳出の状況を前年度の決算額と比較したものを記述しているところでございます。

歳入総額では、前年度より7,586万7,000円減少し、74億297万4000円となる見込みです。

款別に主なものについて御説明いたしますと、まず、国民健康保険税でございますが、前年度より5,900万円の減収となっております。これは、所得割税率を医療、介護、後期分それぞれ0.1%引き上げたにもかかわらず、被保険者数の減少及び被保険者の所得水準の低下により減収となっているところでございます。

また、療養給付費交付金が約8,700万円減収しております。療養給付費交付金は、退職被保険者に係る保険給付費を支払基金から受け入れる交付金でございますけれども、退職被保険者数の減少により減収となっております。

また、前期高齢者交付金につきましては、約8,500万円減少しております。これは、前々年度の精算による超過交付分が減額され、前年度より減収となっております。

次に歳出について御説明いたします。

歳出総額は前年より1億6,047万4,000円増加し、85億5,297万4,000円となる見込みでございます。

款別に主なものについて御説明いたしますと、保険給付費につきましては、前年度比1.9%増で約6,800万円の支出増となっております。これは、消費税増税に伴う診療報酬の改定及び高齢化の進展によるものと考えられます。

また、後期高齢者支援金、介護納付金につきましても、全国的な後期高齢者医療費、介護給付費の増加により、支出が増加しておるところでございます。

諸支出金につきましては、平成25年度の国庫負担金及び療養給付費交付金の精算による償還金が増加したものでございます。

また、県単位で実施しております高額共同事業につきましては、交付金の500万円の増に対しまして拠出金のほうが4,300万円の増額となったため、差し引き3,800万円の支出増——逆に言えば収入減ですけれども——こういうふうになっております。

これは、本市の高額に係る医療費の伸びが県内他の市町の伸び率よりも低かったことにより、交付金が伸びなかったことによるものと考えております。

以上、これら歳入歳出の状況が相まって平成26年度の赤字の主な要因になっているところでございます。全体的に見ますと歳出の伸びに対しまして歳入が不足したものとなっているところでございます。

以上、御説明とさせていただきます。

古賀和仁委員長

執行部の説明が終わりました。これより質疑を行います。

尼寺省悟委員

今の説明では、結局、累積赤字の合計が11億5,000万円で、平成26年度の実質単年度収支が2億3,600万円の赤字であったということなのですが、一般質問でも聞いたんですが、もともと、税率アップ、要するに値上げしたら単年度収支分を改善するというふうなことやったけれども、こういった状況だと。それについては、いろんな意味で、歳入、歳出のほうで想定違いがいろいろあったと、いうふうなことを言われたんですが、平成24年度と平成25年度の単年度収支は幾らなんですかね。

大体でいいんですけども。

吉田秀利国保年金課長

平成24年度につきましては約1億2,500万円の黒字、平成25年度につきましては3,700万円ほどの黒字で、平成26年度については、先ほど申し上げましたように約2億3,000万円ほどの赤字という形になっております。

尼寺省悟委員

平成26年度赤字になった、一番の要因というのは何とお思いですか。

吉田秀利国保年金課長

一番の要因としましては、前期高齢者交付金、65歳以上の療養給付費を全国的に調整をして支出超過の分についてはその超過した分を支払基金から受け入れるというということです。これが決算見込み額としては17億円そこそこであったと。

この内訳につきましては、この前期高齢者交付金につきましては、当該年度の概算分と2年前の精算分を加えたところがその当該年度の実際の交付額になるということで、前々年度、平成24年度の精算額がマイナスの1億7,500万円だったということで、ここで大きく歳入が不足をしたということが一番大きな理由ではないかなというふうに思っております。

尼寺省悟委員

そうすると、来年度、平成27年度はどんなふうになるというふうに見込まれておるのですか。

吉田秀利国保年金課長

平成27年度の交付額が既に5月末ごろ決定をして、額は覚えてないんですけども、マイナス額としては1億7,000万円ほどはなく、かなりそれは少なかったかなというふうに記憶しております。

尼寺省悟委員

だから、結果として平成27年度は赤字、黒字、どういうふうになるというふうには大体見込まれているかと。そういう質問です。

吉田秀利国保年金課長

今の段階で何とも申し上げ……、どうなるかっていうのは非常に難しいところなんですけれども、現時点までで申し上げますと、先ほど申し上げた前期高齢者交付金については前年度よりも収入は増加するだろうと思っておりますし、介護納付金、後期高齢者支援金、これにつきましても、前年度からの伸び率は低い伸び率になっている。これは、前々年度の精算分が払い過ぎていたとかいうような状況もあります。

それから、もう1点が療養給付費負担金、これは国庫負担金の分でございますけれども、昨年度は6,800万円ほど返還をしております。それが、ことしは概算ではございますけれども、1,000万円以下の低い返還金になるという見込みもございます。

そういったことから、制度的に平成27年度については、財政的にもちょっと有利な状況で今のところは進んでおります。だからといって赤字ならないかと言われると、そこはまだ難しいところがございます。

今後の推移がありますので何とも言えないんですけども、現時点におきましては、昨年のマイナスの要因が大分緩和をされているという状況でございますので、ことしはうまくいけば黒字になるかもしれませんし、何とも言えないという状況ではございます。

尼寺省悟委員

それで、これ一般質問で聞いたんですが、平成30年度に都道府県化すると。そのときまでに各自治体の赤字はちゃんと解消してろというふうに県は言っているわけね。

それで、平成19年度までの約8億円については、一般会計からの繰り越しでこれは解消していくんだと。まあ時間はどれくらいかかるかわからんけど、それは基本的にやっていくんだと。

それ以降についてはまだはっきりわからんということなんですけど、3億6,000万円あるし、今後、赤字がふえていくとするならば、少なくとも4億円、5億円となっていくだろうし、好転するならばどうかかわからんけども、そうなってくると、何にしてもあと3年間で4億円近いお金をどうやっていく……、それについてはもちろん国のほうから今回6,000万円と、来年は1億円超えるかもしれんというようなことはあるんやけども、その辺については、あんまり悲観的に見てない、楽観的ちゅうんか、その辺は大丈夫ですよと、3年後についてはこの4億円近いお金についても、別に値上げとか、そういった市民に転嫁しなくても大丈夫なんだと、その辺、どんなふうにご考慮されているのか聞きたいんですけども。

吉田秀利国保年金課長

一般質問でもお答えしましたように、国も県も現行の国民健康保険制度、これも構造的な問題があって赤字体質であるというのは既に認めておまして、それについての基盤強化策を国はいろいろ講じているところでございますので、そういった状況を、まだ確定をしてい

平成27年 6 月26日 (金)

1 出席委員氏名

委員長 古賀 和仁

副委員長 松隈 清之

委員 小石 弘和 尼寺 省悟 飛松 妙子 伊藤 克也

2 欠席委員氏名

なし

3 委員会条例第19条による説明員氏名

市民福祉部長 篠原 久子

市民協働推進課長 村山 一成

市民協働推進課市民協働係長兼市民相談室長兼相談係長 天野 昭子

市民課長 岡本 昭徳

国保年金課長 吉田 秀利

税務課長 平塚 俊範

市民福祉部次長兼社会福祉課長 岩橋 浩一

こども育成課長 江寄 充伸

健康増進課長兼保健センター所長 坂井 浩子

4 議会事務局職員氏名

議事調査係主任 大塚 隆正

議事調査係主査 武田 隆洋

5 審査日程

議案審査

議案乙第17号 平成27年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

議案乙第19号 専決処分事項の承認について

議案甲第14号 鳥栖市行政区域審議委員会設置条例の一部を改正する条例

議案甲第17号 専決処分事項の承認について

議案甲第18号 専決処分事項の承認について

[総括、採決]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし



古賀和仁委員長

以上で、本日の日程は終了しました。

これにて、平成27年6月定例会、厚生常任委員会を閉会いたします。

午前10時5分閉会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会厚生常任委員長 古 賀 和 仁

